

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

現在、わが国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人以上いると推定され、その多くは、集団予防接種時の注射等の使い回しや輸血などの医療行為による感染が原因とされている。これらを踏まえ、感染被害の拡大を招いた国の責任と肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成22年1月に施行され、国は、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など、一定の抗ウイルス療法について、医療費助成を実施している。

しかし、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を來している。

また、肝硬変を中心とする肝機能障害も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないとといった実態が報告されるなど、ウイルス性肝炎が原因の肝硬変及び肝がん患者に対する生活支援の実効性を発揮していないことから、基準の緩和及び見直しが必要である。

したがって、国においては、次の事項を実現されるよう要望するものである。

- 1 ウィルス性肝炎が原因の肝硬変及び肝がんに係る医療費助成を拡充すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月13日

衆議院議長 町村信孝様
参議院議長 山崎正昭様
内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様

神奈川県開成町議会

議長 小林哲雄

